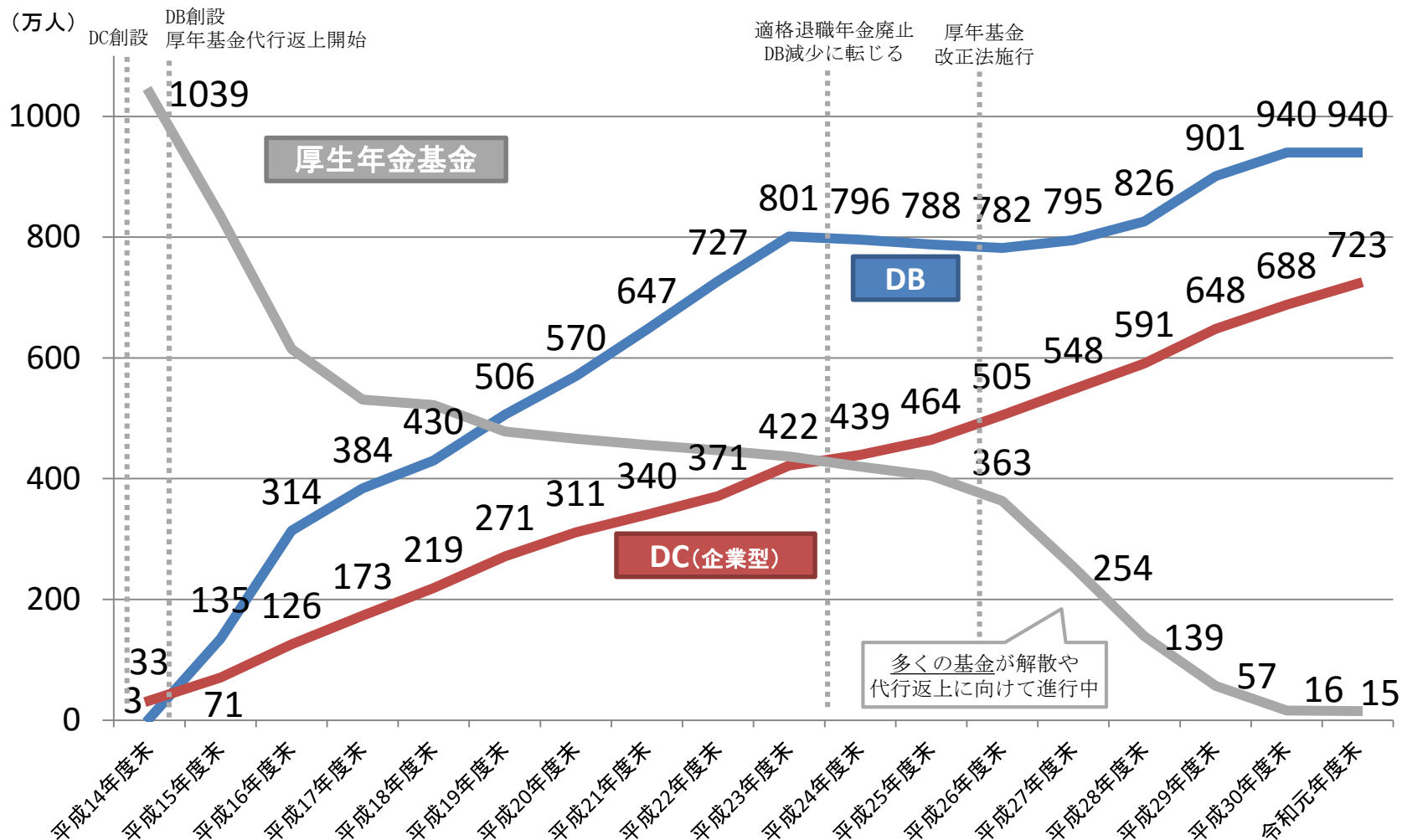


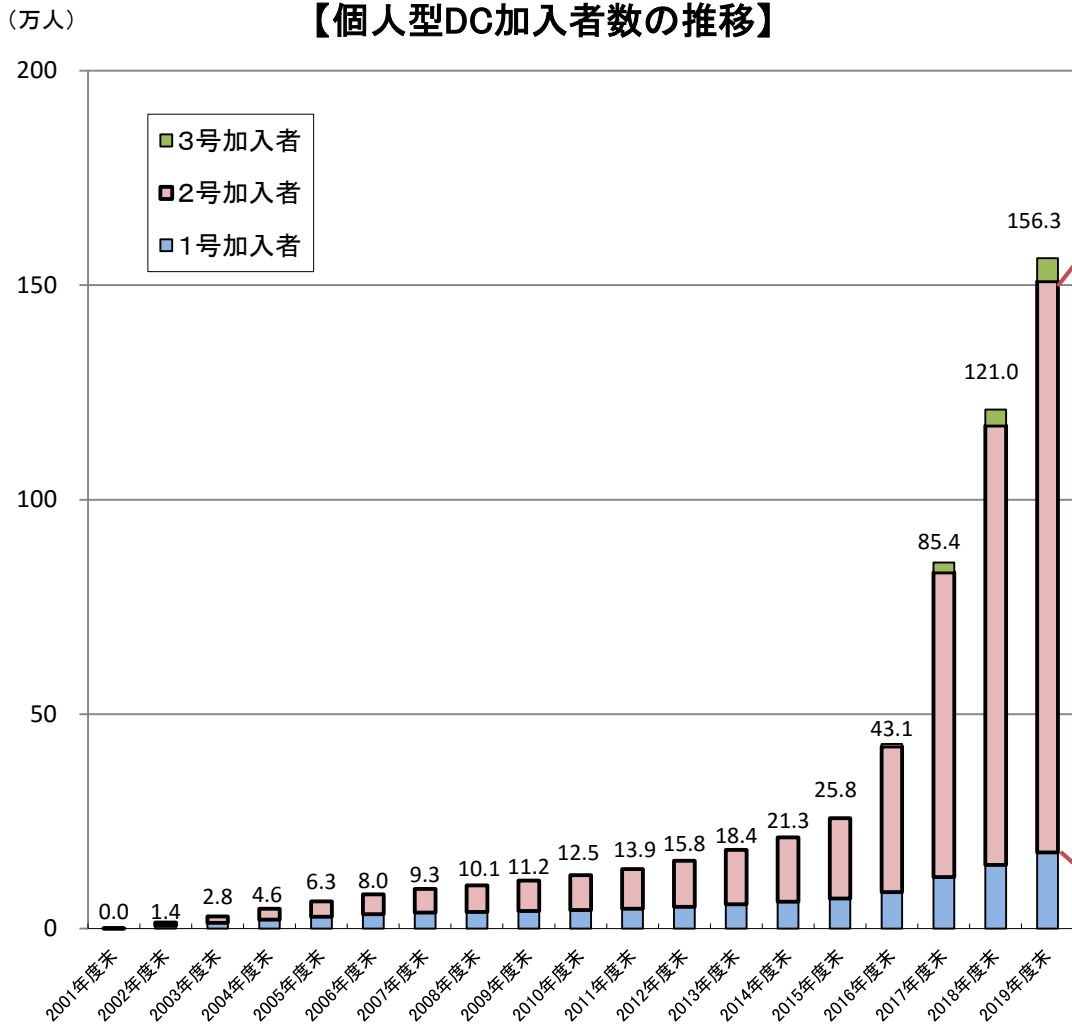
企業年金加入者数の推移



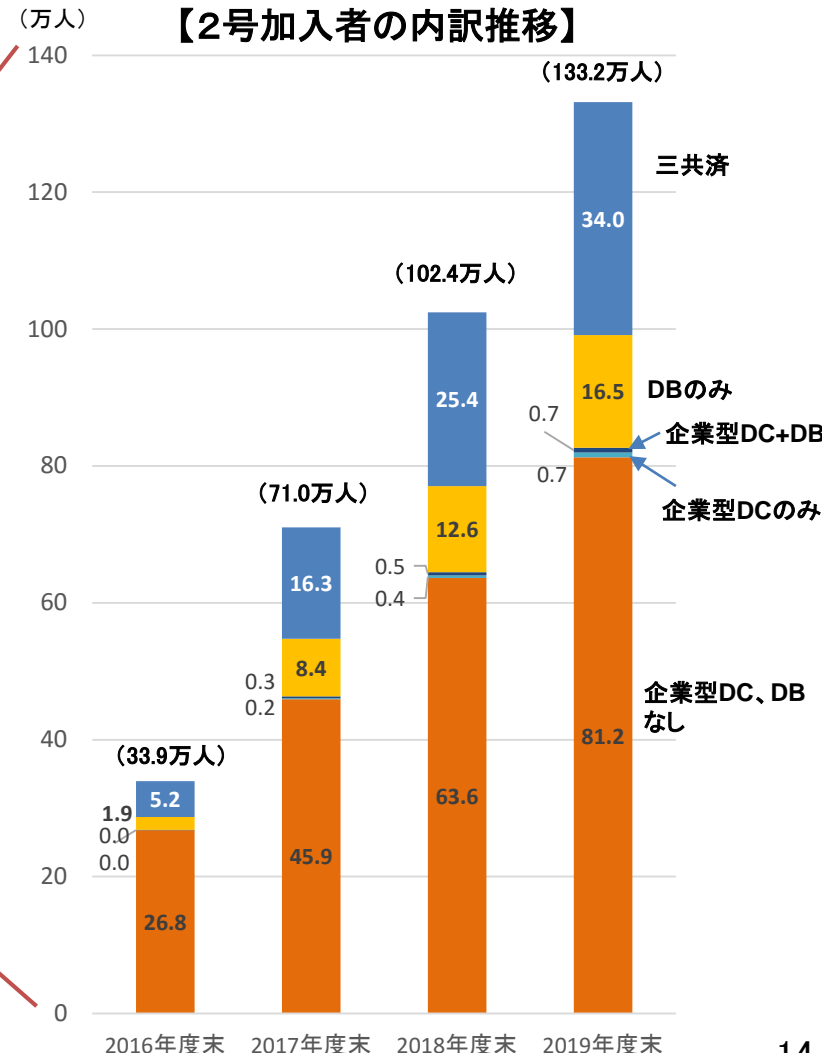
(出所) 厚生年金基金・DB：生命保険協会・信託協会・JA共済連「企業年金の受託概況」、DC：厚生労働省調べ

個人型確定拠出年金の加入者数の推移

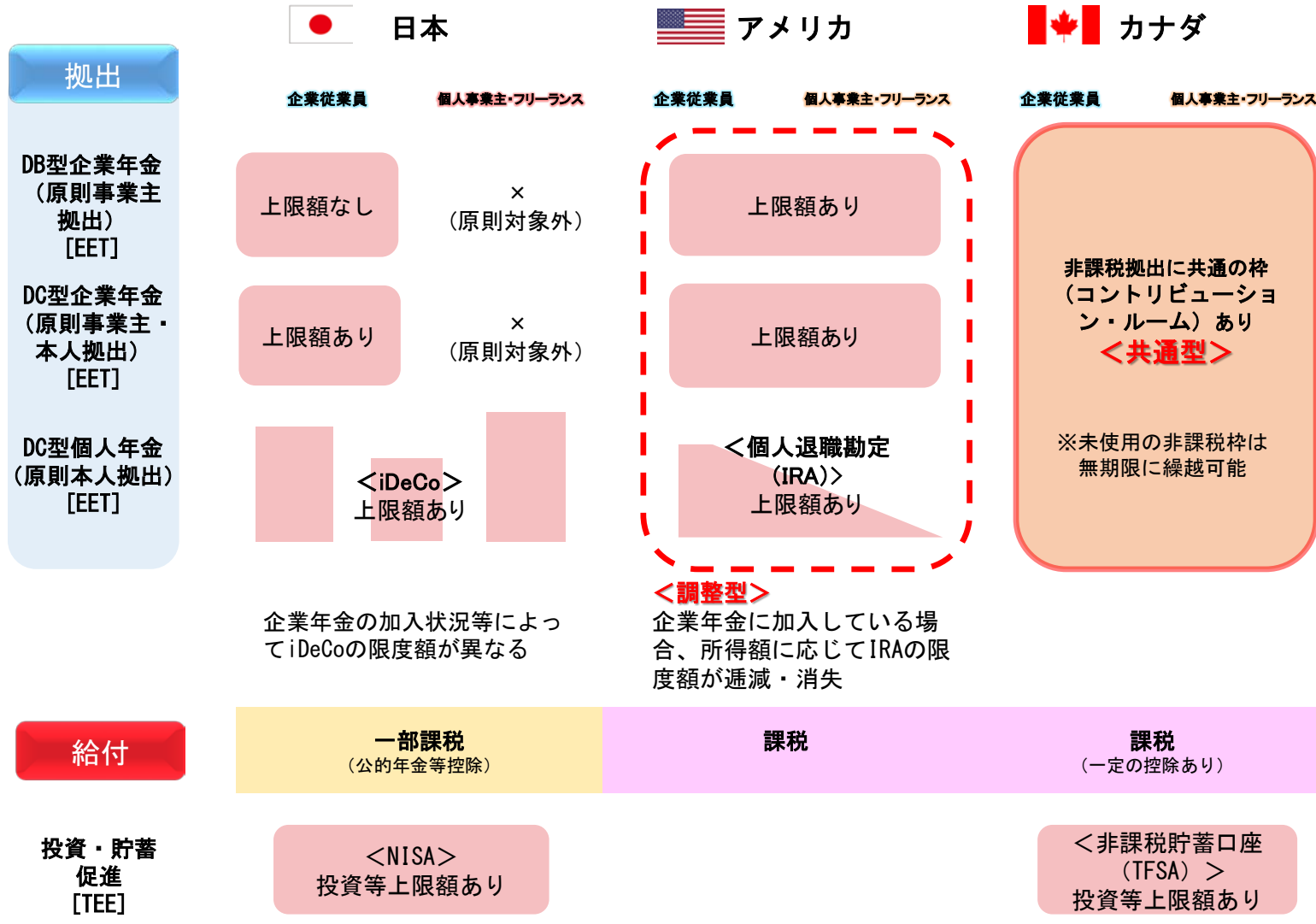
○ 個人型確定拠出年金(個人型DC(iDeCo))は、2017(平成29)年1月の加入可能範囲の拡大後、加入者数が増加。2020(令和2)年3月末現在、156.3万人。



(出所) 国民年金基金連合会調べ



各国の私的年金税制等について（原則的な取扱いを示したもの）



※本報告における私的年金とは、拠出時に所得控除の対象となる等、税制適格の仕組みを指し、個人退職勘定（IRA）等も含む。
 ※アメリカでは、DC型企业年金及びIRAの一種類として、TEEのロス（Roth）型も存在
 ※EはExempt（非課税）、TはTaxed（課税）を表す。年金等の拠出・運用・給付のどの段階で課税が行われるかに応じた制度類型の表記方法。
 ただし、E、Tの具体的な意味については控除等の存在も考慮しつつ、個別具体的に精査が必要。以降同じ。

各国の私的年金税制等について（原則的な取扱いを示したもの）

拠出	日本		イギリス		フランス		ドイツ	
	企業従業員	個人事業主・フリーランス	企業従業員	個人事業主・フリーランス	企業従業員	個人事業主・フリーランス	企業従業員	個人事業主・フリーランス
DB型企业年金 (原則事業主 拠出) [EET]	上限額なし	× (原則対象外)	非課税拠出に共通の枠あり <共通型> ※未使用の非課税枠は 3年間繰越可能		上限額なし	× (原則対象外)	原則 上限額あり	× (原則対象外)
DC型企业年金 (原則事業主・ 本人拠出) [EET]	上限額あり	× (原則対象外)			× (原則対象外)	上限額あり	× (原則対象外)	
DC型個人年金等 (原則本人 拠出) [EET]	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="width: 40%; height: 40px; background-color: #FFC0CB;"></div> <div style="text-align: center;"> <iDeCo> 上限額あり </div> <div style="width: 40%; height: 40px; background-color: #FFC0CB;"></div> </div> <p style="font-size: small;">企業年金の加入状況等によっ てiDeCoの限度額が異なる</p>				<div style="border: 2px dashed red; border-radius: 15px; padding: 5px; margin: 5px;"> 個人年金貯蓄制度 (PERP) の 拠出枠を通じて企業年金等と 拠出枠を調整 <調整型> ※未使用の非課税枠は 3年間繰越可能 </div>		<リースター年金> 上限額あり	× (原則対象外)
			<リデュース年金> 上限額あり	× (原則対象外)	<リデュース年金> 上限額あり	× (原則対象外)	<リデュース年金> 上限額あり	

給付	一部課税 <small>(公的年金等控除)</small>	課税 <small>(給付額の25%までは非課税)</small>	課税 <small>(概算控除あり)</small>	課税
----	---	---	--------------------------------------	-----------

投資・貯蓄 推進 [TEE]	<NISA> 投資等上限額あり	<ISA>* 投資等上限額あり
----------------------	---------------------------------	---------------------------------

※ E はExempt（非課税）、T はTaxed（課税）を表す。年金等の拠出・運用・給付のどの段階で課税が行われるかに応じた制度類型の表記方法。ただし、E、Tの具体的意味については控除等の存在も考慮しつつ、個別具体的に精査が必要。以降同じ。

* 中途引出し制限等付きのライフタイムISAあり。

拠出限度額一覧①

[2020(令和2)年10月現在]

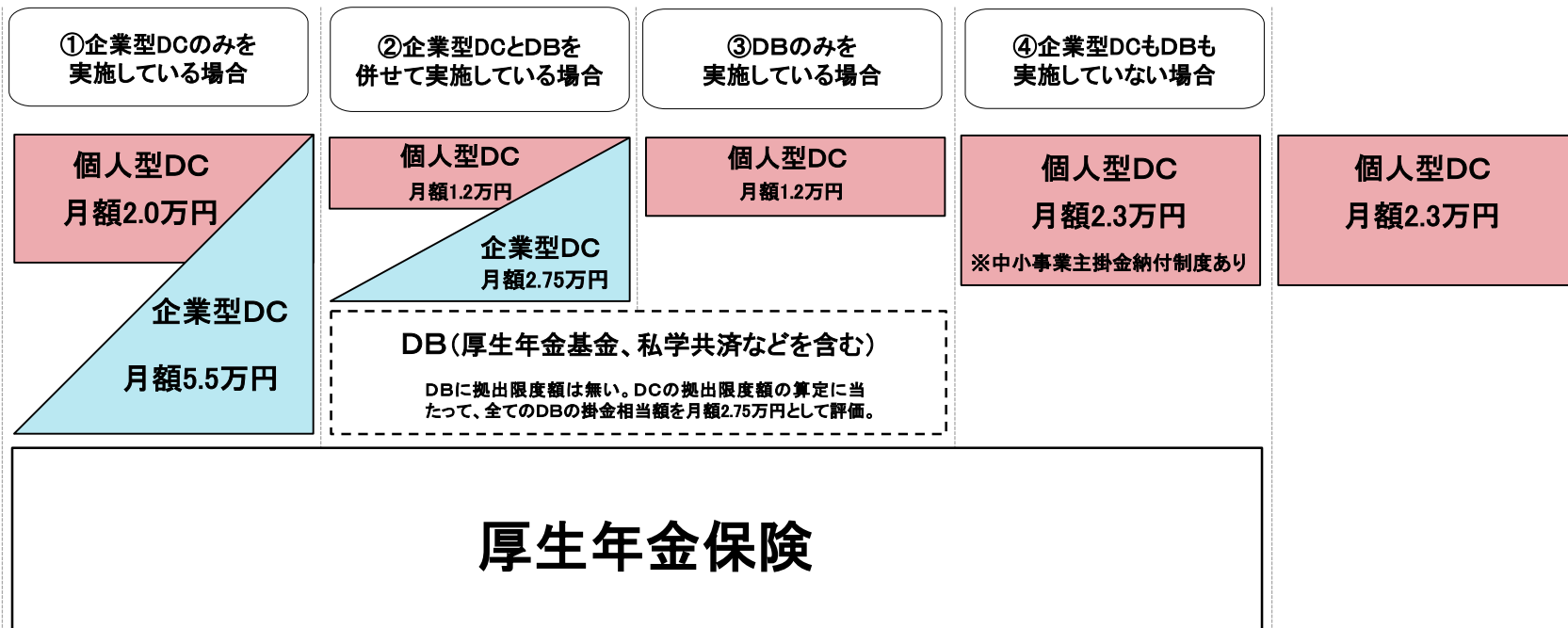
	企業型DCのみを実施している場合	企業型DCを実施し、規約で個人型DCの加入を認めている場合	企業型DCとDBを実施している場合	企業型DCとDBを実施し、企業型DCの規約で個人型DCの加入を認めている場合	DBのみを実施している場合	企業型DCもDBも実施していない場合
個人型 月額6.8万円 (年額81.6万円) ※国民年金基金等との合算枠 国民年金基金	企業型 月額5.5万円 (年額66万円) (※1)	個人型 月額2万円 (年額24万円)	企業型 月額2.75万円 (年額33万円) (※1)	個人型 月額1.2万円 (年額14.4万円)	個人型 月額1.2万円 (年額14.4万円)	個人型 月額2.3万円 (年額27.6万円) (※2)
		企業型 月額3.5万円 (年額42万円)	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> DB(厚生年金基金、私学共済などを含む) DBに拠出限度額は無い。DCの拠出限度額の算定に当たって、全てのDBの掛金相当額を月額2.75万円として評価。 </div>			個人型 月額2.3万円 (年額27.6万円)
厚生年金保険						
国民年金(基礎年金)						
国民年金 第1号被保険者	国民年金 第2号被保険者等		国民年金 第3号被保険者			

※1 事業主掛金を超えず、かつ、事業主掛金との合計が拠出限度額の範囲内で、事業主掛金に加え、加入者も拠出可能(マッチング拠出)。

※2 企業年金を実施していない従業員100人以下の事業主は、拠出限度額の範囲内で、加入者掛金に加え、事業主も拠出可能(中小事業主掛金納付制度)(令和2年度改正で対応)。

※3 DBについては、年金払い退職給付を含む。

拠出限度額一覧② 〔令和2年度改正反映:2022(令和4)年10月～〕



国民年金(基礎年金)

国民年金
第1号被保険者

国民年金
第2号被保険者等

国民年金
第3号被保険者

※ 企業型DC加入者の個人型DC加入の要件緩和後(2022(令和4)年10月施行)は、月額2.0万円(DB併用型は月額1.2万円)の範囲内で、かつ、企業型DCの事業主掛金額との合計が拠出限度額(月額5.5万円(DB併用型は2.75万円))の範囲内で、個人型DCの拠出が可能。

※ マッチング拠出を導入している企業の企業型DC加入者は、企業型DCの事業主掛金額を超えず、かつ、事業主掛金額との合計が拠出限度額(月額5.5万円(DB併用型は2.75万円))の範囲内で、マッチング拠出が可能。マッチング拠出か個人型DC加入かを加入者ごとに選択が可能。

※ DBには、年金払い退職給付を含む。